

国立研究開発法人森林研究・整備機構職員退職手当支給規程

平成 18 年 3 月 31 日

17 森林総研第 1561 号

最終改正令和 5 年 3 月 27 日（4 森林機構第 1076 号）

（目的）

第 1 条 この規程は、国立研究開発法人森林研究・整備機構職員就業規則（13 森林総研第 7 号。以下「職員就業規則」という。）第 81 条の規定に基づき、職員（同規則の適用を受ける職員のうち同規則第 16 条第 3 項及び第 4 項の規定により採用された者以外の者をいう。以下同じ。）が退職した場合（解雇された場合を含む。以下同じ。）の退職手当の支給等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（適用範囲）

第 2 条 退職手当は、職員が退職した場合に、その者（死亡による退職の場合には、その遺族）に支給する。

（遺族の範囲及び順位）

第 2 条の 2 この規程において、遺族とは、次に掲げる者をいう。

- 一 配偶者（届出をしないが、職員の死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）
 - 二 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で職員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していたもの
 - 三 前号に掲げる者のほか、職員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していた親族
 - 四 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で第 2 号に該当しないもの
- 2 退職手当を受けるべき遺族の順位は、前項各号の順位により、同項第 2 号及び第 4 号に掲げる者のうちにあつては、当該各号に掲げる順位による。この場合において、父母については、養父母を先にし実父母を後にし、祖父母については、養父母の父母を先にし実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし父母の実父母を後にする。
- 3 退職手当の支給を受けるべき遺族に同順位の者が 2 人以上ある場合には、その人数によって当該退職手当を等分して当該各遺族に支給する。
- 4 次に掲げる者は、退職手当の支給を受けることができる遺族としない。
- 一 職員を故意に死亡させた者
 - 二 職員の死亡前に、当該職員の死亡によって退職手当の支給を受けることができる先順位又は同順位の遺族となるべき者を故意に死亡させた者

（退職手当の支払）

- 第 3 条 退職手当は、法令に別段の定めがある場合を除き、その全額を、現金で、直接、その支給を受けるべき者に支払うものとする。ただし、支給を受けるべき者の申し出に基づき、その者が希望する金融機関の本人名義の口座に振り込みの方法によって、支払うことができる。
- 2 退職手当は、職員が退職した日から起算して 1 月以内に支払うものとする。ただし、死亡により退職した者に対する退職手当の支給を受けるべき者を確知することができない場合その他特別の事情がある場合は、この限りでない。

（退職手当の支給額）

第 4 条 退職した者に対し支給する退職手当の額は、次条から第 12 条までの規定により計算した退職手当の基本額に、第 13 条の規定により計算した退職手当の調整額を加えて得た額とする。

（自己の都合による退職者等の退職手当の基本額）

第5条 次条又は第7条の規定に該当する者以外の者の退職手当の基本額は、退職の日におけるその者の俸給月額（国立研究開発法人森林研究・整備機構職員給与規程（13森林総研第31号。以下「職員給与規程」という。）第2条第1項の規定により支給される俸給の月額をいう。以下「退職日俸給月額」という。）に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

- 一 1年以上10年以下の期間については、1年につき100分の100
- 二 11年以上15年以下の期間については、1年につき100分の110
- 三 16年以上20年以下の期間については、1年につき100分の160
- 四 21年以上25年以下の期間については、1年につき100分の200
- 五 26年以上30年以下の期間については、1年につき100分の160
- 六 31年以上の期間については、1年につき100分の120

2 前項に規定する者のうち、負傷若しくは病気（以下「傷病」という。）又は死亡によらず、かつ、第17条の2第5項に規定する認定を受けないで、その者の都合により退職した者（職員就業規則第93条の規定による懲戒解雇の処分（以下「懲戒解雇処分」という。）を受けて退職をした者及び傷病によらず、同規則第21条第1項第1号から第3号まで、第7号及び第8号の規定による普通解雇にされ退職した者を含む。以下この項及び第13条第4項において「自己都合等退職者」という。）に対する退職手当の基本額は、自己都合等退職者が次の各号に掲げる者に該当するときは、前項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した額に当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- 一 勤続期間1年以上10年以下の者 100分の60
- 二 勤続期間11年以上15年以下の者 100分の80
- 三 勤続期間16年以上19年以下の者 100分の90

（11年以上25年未満勤続後の定年退職者等の退職手当の基本額）

第6条 11年以上25年未満の期間勤続した者であって、次に掲げるものに対する退職手当の基本額は、退職日俸給月額に、その者の勤続期間の区分ごとに当該区分に応じた割合を乗じて得た額の合計額とする。

- 一 職員就業規則第15条第1項の規定により退職した者
- 二 その者の事情によらないで引き続いて勤続することを困難とする理由により退職した者で理事長が別に定めるもの
- 三 第17条の2第5項に規定する認定（同条第1項第1号に係るものに限る。）を受けて同条第8項第3号に規定する退職すべき期日に退職した者

2 前項の規定は、11年以上25年未満の期間勤続した者で、通勤（労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）第7条第1項第2号に規定する通勤をいう。以下同じ。）による傷病により退職し、死亡（業務上の死亡を除く。）により退職し、又は定年に達した日以後その者の非違によることなく退職したもの（前項の規定に該当する者を除く。）の退職手当の基本額について準用する。

3 第1項に規定する勤続期間の区分及び当該区分に応じた割合は、次のとおりとする。

- 一 1年以上10年以下の期間については、1年につき100分の125
- 二 11年以上15年以下の期間については、1年につき100分の137.5
- 三 16年以上24年以下の期間については、1年につき100分の200

（25年以上勤続後の定年退職者等の退職手当の基本額）

第7条 次に掲げる者に対する退職手当の基本額は、退職日俸給月額に、その者の勤続期間の区分ごとに当該区分に応じた割合を乗じて得た額の合計額とする。

- 一 25年以上勤続し、職員就業規則第15条第1項の規定により退職した者
 - 二 職員就業規則第21条第4号の規定による普通解雇にされ退職した者
 - 三 第17条の2第5項に規定する認定（同条第1項第2号に係るものに限る。）を受けて同条第8項第3号に規定する退職すべき期日に退職した者
 - 四 業務上の傷病又は死亡により退職した者
 - 五 25年以上勤続し、その者の事情によらないで引き続いて勤続することを困難とする理由により退職した者で理事長が別に定めるもの
 - 六 25年以上勤続し、第17条の2第5項に規定する認定（同条第1項第1号に係るものに限る。）を受けて同条第8項第3号に規定する退職すべき期日に退職した者
- 2 前項の規定は、25年以上勤続した者で、通勤による傷病により退職し、死亡により退職し、又は定年に達した日以後その者の非違によることなく退職したもの（前項の規定に該当する者を除く。）の退職手当の基本額について準用する。
- 3 第1項に規定する勤続期間の区分及び当該区分に応じた割合は、次のとおりとする。
- 一 1年以上10年以下の期間については、1年につき100分の150
 - 二 11年以上25年以下の期間については、1年につき100分の165
 - 三 26年以上34年以下の期間については、1年につき100分の180
 - 四 35年以上の期間については、1年につき100分の105

（俸給月額の変額改定以外の理由により俸給月額が変額されたことがある者の退職手当の基本額に係る特例）

第8条 退職した者の基礎在職期間中に、俸給月額の変額改定（俸給月額を改定する職員給与規程の改正が行われた場合において、当該規程の改正により当該改正前に受けていた俸給月額が変額されることをいう。以下同じ。）以外の理由によりその者の俸給月額が変額されたことがある場合において、当該理由が生じた日（以下「変額日」という。）における当該理由により変額されなかったものとした場合のその者の俸給月額のうち最も多いもの（以下「特定変額前俸給月額」という。）が、退職日俸給月額よりも多いときは、その者の退職手当の基本額は、前3条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる額の合計額とする。

- 一 その者が特定変額前俸給月額に係る変額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特定変額前俸給月額を基礎として、前3条の規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額
 - 二 退職日俸給月額に、アに掲げる割合からイに掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額
 - ア その者の退職手当の基本額が、前3条の規定により計算した額であるものとした場合における当該退職手当の基本額の退職日俸給月額に対する割合
 - イ 前号に掲げる額の特定変額前俸給月額に対する割合
- 2 前項の「基礎在職期間」とは、その者に係る退職（この規程の規定による退職手当を支給しないこととしている退職を除く。）の日以前の期間のうち、次の各号に掲げる在職期間に該当するもの（当該期間中にこの規程の規定による退職手当の支給を受けたこと又は第16条第1項に規定する国家公務員等若しくは第17条第1項に規定する他の独立行政法人等の役員として退職したことにより退職手当（これに相当する給付を含む。）の支給を受けたことがある場合におけるこれらの退職手当に係る退職の日以前の期間及び第15条第5項の規定により職員としての引き続いた在職期間の全期間が切り捨てられたこと又は第18条第1項若しくは第20条第1項の規定により退職手当の全部を支給しないこととする処分を受けたことにより退職手当の支給を受けなかったことがある場合における当該退職手当に係る退職の日以前の期間（これらの退職の日に職員、第16条第1項に規定する国家公務員等又は第17条第1項に規定する他の独立行政法人等の役員となったときは、当該退職の日前の期間）を除く。）をいう。
- 一 職員としての引き続いた在職期間
 - 二 第16条第1項に規定する再び職員となった者の同項に規定する国家公務員等としての引き続いた在職期間

- 三 第 1 6 条第 3 項に規定する場合における国家公務員等としての引き続いた在職期間
- 四 第 1 7 条第 1 項に規定する再び職員となった者の同項に規定する他の独立行政法人等の役員としての引き続いた在職期間
- 五 第 1 7 条第 2 項に規定する場合における他の独立行政法人等の役員としての引き続いた在職期間
- 六 前各号に掲げる期間に準ずるものとして理事長が別に定める在職期間

(定年前早期退職者の退職手当の基本額に係る特例)

第 9 条 第 6 条第 1 項第 3 号及び第 7 条第 1 項（第 1 号を除く。）に規定する者のうち、定年に達する日から 6 月前までに退職した者であつて、その勤続期間が 2 0 年以上であり、かつ、その年齢が 4 5 年以上であるものに対する第 6 条第 1 項、第 7 条第 1 項及び前条第 1 項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第 6 条第 1 項及び第 7 条第 1 項	退職日俸給月額	退職日俸給月額及び退職日俸給月額に定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数 1 年につき当該年数及び退職日俸給月額に応じて 1 0 0 分の 3 を超えない範囲内で理事長が別に定める割合を乗じて得た額の合計額
第 8 条第 1 項第 1 号	及び特定減額前俸給月額	並びに特定減額前俸給月額及び特定減額前俸給月額に定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数 1 年につき当該年数及び特定減額前俸給月額に応じて 1 0 0 分の 3 を超えない範囲内で理事長が別に定める割合を乗じて得た額の合計額
第 8 条第 1 項第 2 号	退職日俸給月額に、	退職日俸給月額及び退職日俸給月額に定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数 1 年につき当該年数及び特定減額前俸給月額に応じて 1 0 0 分の 3 を超えない範囲内で理事長が別に定める割合を乗じて得た額の合計額に、
第 8 条第 1 項第 2 号イ	前号に掲げる額	その者が特定減額前俸給月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特定減額前俸給月額を基礎として、前 3 条の規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額

(退職手当の基本額の最高限度額)

第 1 0 条 第 5 条から第 7 条までの規定により計算した退職手当の基本額が、退職日俸給月額に 6

0 を乗じて得た額を超えるときは、これらの規定にかかわらず、その乗じて得た額をその者の退職手当の基本額とする。

第 11 条 第 8 条第 1 項の規定により計算した退職手当の基本額が、次の各号に掲げる同項第 2 号イに掲げる割合の区分に応じ当該各号に定める額を超えるときは、同項の規定にかかわらず、当該各号に定める額をその者の退職手当の基本額とする。

- 一 60 以上 特定減額前俸給月額に 60 を乗じて得た額
- 二 60 未満 特定減額前俸給月額に第 8 条第 1 項第 2 号イに掲げる割合を乗じて得た額及び退職日俸給月額に 60 から当該割合を控除した割合を乗じて得た額の合計額

第 12 条 第 9 条に規定する者に対する前 2 条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第 10 条	第 5 条から第 7 条まで	前条の規定により読み替えて適用する第 7 条
	退職日俸給月額	退職日俸給月額及び退職日俸給月額に定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数 1 年につき当該年数及び退職日俸給月額に応じて 100 分の 3 を超えない範囲内で理事長が別に定める割合を乗じて得た額の合計額
	これらの	前条の規定により読み替えて適用する第 7 条の
第 11 条	第 8 条第 1 項の	第 9 条の規定により読み替えて適用する第 8 条第 1 項の
	同項第 2 号イ	第 9 条の規定により読み替えて適用する同項第 2 号イ
	同項の	同条の規定により読み替えて適用する同項の
第 11 条第 1 号	特定減額前俸給月額	特定減額前俸給月額及び特定減額前俸給月額に定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数 1 年につき当該年数及び特定減額前俸給月額に応じて 100 分の 3 を超えない範囲内で理事長が別に定める割合を乗じて得た額の合計額
第 11 条第 2 号	特定減額前俸給月額	特定減額前俸給月額及び特定減額前俸給月額に定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数 1 年につき当該年数及び特定減額前俸給月額に応じて

		100分の3を超えない範囲内で理事長が別に定める割合を乗じて得た額の合計額
	第8条第1項第2号イ	第9条の規定により読み替えて適用する第8条第1項第2号イ
	及び退職日俸給月額	並びに退職日俸給月額及び退職日俸給月額に定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき当該年数及び特定減額前俸給月額に応じて100分の3を超えない範囲内で理事長が別に定める割合を乗じて得た額の合計額
	当該割合	当該第9条の規定により読み替えて適用する同号イに掲げる割合

(退職手当の調整額)

第13条 退職した者の退職手当の調整額は、その者の基礎在職期間（第8条第2項に規定する基礎在職期間をいう。以下同じ。）の初日の属する月からその者の基礎在職期間の末日の属する月までの各月（職員就業規則第20条第1項の規定による休職（業務上の傷病による休職、通勤による傷病による休職並びに同項第3号及び第4号に掲げる事由による休職であって理事長が別に定める要件を満たすものを除く。）、同規則第40条ただし書の規定による許可（以下「専従許可」という。）、同規則第74条第1項の規定による休業（以下「育児休業」という。）、同規則第75条第1項の規定による勤務（以下「育児短時間勤務」という。）、同規則第78条第1項の規定による休業（以下「自己啓発等休業」という。）、同規則第79条の2第1項の規定による休業（以下「配偶者同行休業」という。）又は同規則第93条ただし書若しくは第94条の規定による停職その他これらに準ずる事由により現実に職務をとることを要しない期間のある月（現実に職務をとることを要する日のあった月を除く。以下「休職月等」という。）のうち理事長が別に定めるものを除く。）ごとに当該各月にその者が属していた次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に定める額（以下「調整月額」という。）のうちその額が最も多いものから順次その順位を付し、その第1順位から第60順位までの調整月額（当該各月の月数が60月に満たない場合には、当該各月の調整月額）を合計した額とする。

- 一 第1号区分 95,400円
- 二 第2号区分 78,750円
- 三 第3号区分 70,400円
- 四 第4号区分 65,000円
- 五 第5号区分 59,550円
- 六 第6号区分 54,150円
- 七 第7号区分 43,350円
- 八 第8号区分 32,500円
- 九 第9号区分 27,100円
- 十 第10号区分 21,700円
- 十一 第11号区分 零

2 退職した者の基礎在職期間に第8条第2項第2号から第6号までに掲げる期間が含まれる場合における前項の規定の適用については、その者は、理事長が別に定めるところにより、当該期間において職員として在職していたものとみなす。

3 第1項各号に掲げる職員の区分は、職制上の段階、職務の級その他職員の職務の複雑、困難及

び責任の度に関する事項を考慮して、理事長が別に定める。

- 4 次の各号に掲げる者の退職手当の調整額は、第1項の規定にかかわらず、当該各号に定める額とする。
 - 一 退職した者のうち自己都合等退職者以外のものでその勤続期間が1年以上4年以下のもの
第1項の規定により計算した額の2分の1に相当する額
 - 二 退職した者のうち自己都合等退職者以外のものでその勤続期間が零のもの 零
 - 三 自己都合等退職者でその勤続期間が10年以上24年以下のもの 第1項の規定により計算した額の2分の1に相当する額
 - 四 自己都合等退職者でその勤続期間が9年以下のもの 零

(退職手当の支給額に係る特例)

- 第14条 第7条第1項に規定する者で、次の各号に掲げる者に該当するものに対し支給する退職手当の額が、退職の日におけるその者の基本給月額（職員給与規程に規定する俸給及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額をいう。）に当該各号に定める割合を乗じて得た額に満たないときは、第4条、第7条、第8条及び前条の規定にかかわらず、その乗じて得た額をその者に対し支給する退職手当の額とする。
- 一 勤続期間1年未満の者 100分の270
 - 二 勤続期間1年以上2年未満の者 100分の360
 - 三 勤続期間2年以上3年未満の者 100分の450
 - 四 勤続期間3年以上の者 100分の540

(勤続期間の計算)

- 第15条 退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算は、職員としての引き続いた在職期間による。
- 2 前項の規定による在職期間の計算は、職員となった日の属する月から退職した日の属する月までの月数による。
 - 3 職員が退職した場合（懲戒解雇処分を受けて退職した場合を除く。）において、その者が退職の日の翌日に再び職員となったときは、前2項の規定による在職期間の計算については、引き続いて在職したものとみなす。
 - 4 前3項の規定による在職期間のうちに休職月等が一以上あったときは、その月数の2分の1に相当する月数を前3項の規定により計算した在職期間から除算する。ただし、次の各号に掲げる休職月等に係るものについては、当該各号に定める月数を当該在職期間から除算する。
 - 一 専従許可により現実に職務をとることを要しなかった期間 その月数
 - 二 育児休業により現実に職務をとることを要しなかった期間のうち、当該育児休業に係る子が1歳に達した日の属する月までの期間 その月数の3分の1に相当する月数
 - 三 育児短時間勤務により現実に職務をとることを要しなかった期間 その月数の数の3分の1に相当する月数
 - 四 自己啓発等休業により現実に職務をとることを要しなかった期間 その月数（理事長が別に定める要件に該当する場合にあっては、その月数の2分の1に相当する月数）
 - 五 配偶者同行休業により現実に職務をとることを要しなかった期間 その月数
 - 5 前各項の規定により計算した在職期間に1年未満の端数がある場合には、その端数は、切り捨てる。ただし、その在職期間が6月以上1年未満（第5条第1項（傷病又は死亡による退職に係る部分に限る。）、第6条第1項又は第7条第1項の規定により退職手当の基本額を計算する場合にあっては、1年未満）の場合には、これを1年とする。
 - 6 前項の規定は、前条の規定により退職手当の額を計算する場合における勤続期間の計算については、適用しない。

(国家公務員等として在職した後引き続いて職員となった者の在職期間の計算)

- 第16条 職員のうち、国立研究開発法人森林研究・整備機構（以下「機構」という。）の要請に

応じ、引き続いて国家公務員退職手当法（昭和28年法第182号）第2条第1項に規定する常時勤務に服することを要する国家公務員又は通算制度を有する地方公共団体等の常時勤務に服することを要する者（以下「国家公務員等」という。）となるため退職をし、かつ、引き続き国家公務員等として在職した後引き続いて再び職員となった者の前条第1項の規定による在職期間の計算については、先の職員としての在職期間の始期から後の職員としての在職期間の終期までの期間は、職員としての引き続いた在職期間とみなす。

2 前項の「通算制度を有する地方公共団体等」とは、次に掲げる地方公共団体その他の法人等（以下「地方公共団体等」という。）であって、当該地方公共団体等の退職手当（これに相当する給付を含む。）に関する規定において、職員が機構の要請に応じ、引き続いて当該地方公共団体等の常時勤務に服することを要する者となった場合に、職員としての勤続期間を当該地方公共団体等の常時勤務に服することを要する者としての勤続期間に通算することと定めている地方公共団体等とする。

一 地方公共団体

二 特定地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第2項に規定する特定地方独立行政法人をいう。）

三 沖縄振興開発金融公庫

四 特別の法律により設立された法人のうち理事長が別に定めるもの

3 国家公務員等が、任命権者又はその委任を受けた者（前項第2号から第4号までに掲げる法人にあっては、当該法人）の要請に応じ、引き続いて職員となるため退職し、かつ、引き続いて職員となった場合におけるその者の前条第1項に規定する職員としての引き続いた在職期間には、その者の国家公務員等としての引き続いた在職期間を含むものとする。

4 第1項及び前項の場合における国家公務員等としての在職期間の計算については、前条の規定を準用する。

（他の独立行政法人等の役員として在職した後引き続いて職員となった者の在職期間の計算）

第17条 職員のうち、機構の要請に応じ、引き続いて機構以外の独立行政法人その他特別の法律により設立された法人のうち理事長が別に定めるもの（退職手当（これに相当する給付を含む。））に関する規定において、職員が機構の要請に応じ、引き続いて当該法人の役員となった場合に、職員としての勤続期間を当該法人の役員としての勤続期間に通算することと定めている法人に限る。以下「他の独立行政法人等」という。）の役員（常時勤務に服することを要しない者を除く。以下同じ。）となるため退職をし、かつ、引き続き他の独立行政法人等の役員として在職した後引き続いて再び職員となった者の第15条第1項の規定による在職期間の計算については、先の職員としての在職期間の始期から後の職員としての在職期間の終期までの期間は、職員としての引き続いた在職期間とみなす。

2 他の独立行政法人等の役員が、他の独立行政法人等の要請に応じ、引き続いて職員となるため退職し、かつ、引き続いて職員となった場合におけるその者の第15条第1項に規定する職員としての引き続いた在職期間には、その者の他の独立行政法人等の役員としての引き続いた在職期間を含むものとする。

3 前2項の場合における他の独立行政法人等の役員としての在職期間の計算については、第15条の規定を準用する。

（定年前に退職する意志を有する職員の募集等）

第17条の2 理事長は、定年前に退職する意志を有する職員の募集であって、次に掲げるものを行うことがある。

一 職員の年齢別構成の適正化を図ることを目的とし、その年齢が45年以上の年齢である職員を対象として行う募集

二 組織の改廃又は事務所の移転を円滑に実施することを目的とし、当該組織又は事務所に属する職員を対象として行う募集

2 前項の規定による募集（以下この条において単に「募集」という。）を行うに当たっては、同

項各号の別、第5項の規定により認定を受けた場合に退職すべき期日又は期間、募集をする人数及び募集の期間その他当該募集に関し必要な事項であつて理事長が別に定めるものを記載した要項（以下この条において「募集実施要項」という。）を当該募集の対象となるべき職員に周知するものとする。

- 3 次に掲げる者以外の職員は、理事長が別に定めるところにより、募集の期間中いつでも応募し、第8項第3号に規定する退職すべき期日が到来するまでの間いつでも応募の取下げを行うことができる。
 - 一 職員就業規則第5条の規定により任期を定めて採用される者
 - 二 前項に規定する退職すべき期日又は同項に規定する退職すべき期間の末日が到来するまでに定年に達する者
 - 三 職員就業規則第91条の規定による懲戒処分（管理又は監督に係る職務を怠った場合における処分が理事長が別に定めるものを除く。）又はこれに準ずる処分を募集の開始の日において受けている者又は募集の期間中に受けた者
- 4 前項の規定による応募（以下この条において単に「応募」という。）又は応募の取下げは職員の自発的な意志に委ねられるものでなければならない。
- 5 理事長は、応募をした職員（以下この条において「応募者」という。）について、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、応募による退職が予定されている職員である旨の認定（以下この条において単に「認定」という。）をする。ただし、次の各号のいずれにも該当しない応募者の数が第2項に規定する募集をする人数を超える場合であつて、あらかじめ、当該場合において認定をする者の数を当該募集をする人数の範囲内に制限するために必要な方法を定め、募集実施要項と併せて周知していたときは、当該方法に従い、当該募集をする人数を超える分の応募者について認定をしないことがある。
 - 一 応募が募集実施要項又は第3項の規定に適合しない場合
 - 二 応募者が応募をした後職員就業規則第91条の規定による懲戒処分（第3項第3号の理事長が別に定める処分を除く。）又はこれに準ずる処分を受けた場合
 - 三 応募者が前号に規定する処分を受けるべき行為（在職期間中の応募者の非違に当たる行為であつて、その非違の内容及び程度に照らして当該処分に値することが明らかなものをいう。）をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが機構に対する社会の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合
 - 四 応募者を引き続き職務に従事させることが機構の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合
- 6 理事長は、認定をし、又はしない旨の決定をしたときは、遅滞なく、その旨（認定をしない旨の決定をした場合においてはその理由を含む。）を応募者に書面により通知する。
- 7 募集実施要項において退職すべき期間を記載した場合には、認定を行った後遅滞なく、当該期間内のいずれかの日から退職すべき期日を定め、前項の規定により認定をした旨を通知した応募者に当該期日を書面により通知するものとする。
- 8 認定を受けた応募者が次の各号のいずれかに該当するときは、認定は、その効力を失う。
 - 一 懲戒解雇処分を受けて退職したとき。
 - 二 第25条第1項の規定により退職手当を支給しない場合に該当するに至ったとき。
 - 三 募集実施要項に記載された退職すべき期日若しくは前項の規定により応募者に通知された退職すべき期日が到来するまでに退職し、又はこれらの期日に退職しなかったとき（前2号に掲げるときを除く。）。
 - 四 職員就業規則第91条の規定による懲戒処分（懲戒解雇処分及び第3項第3号の理事長が別に定める処分を除く。）又はこれに準ずる処分を受けたとき。
 - 五 第3項の規定により応募を取り下げたとき。

（懲戒解雇処分を受けた場合の退職手当の支給制限）

第18条 理事長は、退職をした者が懲戒解雇処分を受けて退職をした者であるときには、当該退職をした者（当該退職をした者が死亡したときは、当該退職に係る退職手当の額の支払を受ける

権利を承継した者) に対し、当該退職をした者が占めていた職の職務及び責任、当該退職をした者が行った非違の内容及び程度、当該非違が機構に対する社会の信頼に及ぼす影響その他理事長が別に定める事情を勘案して、当該退職に係る退職手当の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことがある。

- 2 理事長は、前項の規定による処分を行うときは、その理由を付記した書面により、その旨を当該処分を受けるべき者に通知する。
- 3 前項の規定による通知をする場合において、当該処分を受けるべき者の所在が知れないときは、民法（明治29年法律第89号）第98条及び民事訴訟法（平成8年法律第109号）に定めるところにより公示送達の手続を行うものとする。

（退職手当の支払の差止め）

第19条 理事長は、退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職をした者に対し、当該退職に係る退職手当の額の支払を差し止める処分を行うものとする。

- 一 職員が刑事事件に関し起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。）をされた場合において、その判決の確定前に退職をしたとき。
- 二 退職をした者に対しまだ当該退職手当の額が支払われていない場合において、当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされたとき。
- 2 理事長は、退職をした者に対しまだ当該退職に係る退職手当の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職をした者に対し、当該退職手当の額の支払を差し止める処分を行うことができる。
 - 一 当該退職をした者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕されたとき又は理事長がその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至ったときであって、その者に対し退職手当の額を支払うことが機構に対する社会の信頼を確保する上で支障を生ずると認めるとき。
 - 二 理事長が、当該退職をした者について、当該退職手当の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒解雇処分を受けるべき行為（在職期間中の職員の非違に当たる行為であって、その非違の内容及び程度に照らして懲戒解雇処分に値することが明らかなものをいう。以下同じ。）をしたことを疑うに足る相当な理由があると思料するに至ったとき。
- 3 理事長は、死亡による退職をした者の遺族（退職をした者（死亡による退職の場合には、その遺族）が当該退職に係る退職手当の額の支払を受ける前に死亡したことにより当該退職手当の額の支払を受ける権利を承継した者を含む。以下この項において同じ。）に対しまだ当該退職手当の額が支払われていない場合において、前項第2号に該当するときは、当該遺族に対し、当該退職手当の額の支払を差し止める処分を行うことがある。
- 4 前3項の規定による退職手当の額の支払を差し止める処分（以下「支払差止処分」という。）を受けた者は、当該処分があったことを知った日の翌日から起算して60日が経過した後においては、当該差止処分後の事情の変化を理由に、理事長に対し、その取消しを申し立てることができる。
- 5 理事長は、第1項又は第2項の規定により行った支払差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該支払差止処分を取り消すものとする。ただし、第3号に該当する場合において、当該支払差止処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

- 一 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となった起訴又は行為に係る刑事事件につき無罪の判決が確定した場合
 - 二 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となった起訴又は行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（禁錮以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。）又は公訴を提起しない処分があった場合であって、次条第1項の規定による処分を受けることなく、当該判決が確定した日又は当該公訴を提起しない処分があった日から6月を経過した場合
 - 三 当該支払差止処分を受けた者について、その者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく、かつ、次条第1項の規定による処分を受けることなく、当該支払差止処分を受けた日から1年を経過した場合
- 6 理事長は、第3項の規定により行った支払差止処分について、当該支払差止処分を受けた者が次条第2項の規定による処分を受けることなく当該支払差止処分を受けた日から1年を経過した場合には、速やかに当該支払差止処分を取り消すものとする。
- 7 理事長は、支払差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、該当退職手当の額の支払を差し止める必要がなくなったと認める場合には、前2項の規定にかかわらず、当該支払差止処分を取り消すことがある。
- 8 前条第2項及び第3項の規定は、支払差止処分について準用する。

（退職後禁錮以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限）

- 第20条 理事長は、退職をした者に対しまだ当該退職に係る退職手当の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職をした者（第1号又は第2号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該退職手当の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、第18条第1項に規定する理事長が別に定める事情又は同項に規定する懲戒解雇処分を受けて退職をした者の退職手当の額との権衡を勘案して、当該退職手当の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことがある。
- 一 当該退職をした者が刑事事件（当該退職後に起訴された場合にあつては、基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。）に関し当該退職後に禁錮以上の刑に処せられたとき。
 - 二 当該退職をした者が当該退職手当の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し国立研究開発法人森林研究・整備機構における職員の懲戒等に関する規程（17森林総研第1555号）第11条の2の規定による懲戒解雇処分（以下「再雇用職員に対する懲戒解雇処分」という。）を受けたとき。
 - 三 理事長が、当該退職をした者（再雇用職員に対する懲戒解雇処分の対象となる者を除く。）について、当該退職後に当該退職手当の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒解雇処分を受けるべき行為をしたと認めたとき。
- 2 理事長は、死亡による退職をした者の遺族（退職をした者（死亡による退職の場合には、その遺族）が当該退職に係る退職手当の額の支払を受ける前に死亡したことにより当該退職手当の額の支払を受ける権利を承継した者を含む。以下この項において同じ。）に対しまだ当該退職手当の額が支払われていない場合において、前項第3号に該当するときは、当該遺族に対し、第18条第1項に規定する理事長が別に定める事情を勘案して、当該退職手当の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことがある。
- 3 理事長は、第1項第3号又は前項の規定による処分を行おうとするときは、当該処分を受けるべき者の意見を聴取するものとする。
- 4 前項に規定する意見の聴取に関する通知その他の必要な手続等については、理事長が別に定める。

- 5 第18条第2項及び第3項の規定は、第1項及び第2項の規定による処分について準用する。
- 6 支払差止処分に係る退職手当に関し第1項又は第2項の規定により当該退職手当の一部を支給しないこととする処分が行われたときは、当該支払差止処分は、取り消されたものとみなす。

(退職をした者の退職手当の返還請求)

第21条 理事長は、退職をした者に対し当該退職に係る退職手当の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職をした者に対し、第18条第1項に規定する理事長が別に定める事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該退職手当の額の全部又は一部の返還の請求を行うことがある。

- 一 当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたとき。
 - 二 当該退職をした者が当該退職手当の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し再雇用職員に対する懲戒解雇処分を受けたとき。
 - 三 理事長が、当該退職をした者（再雇用職員に対する懲戒解雇処分の対象となる者を除く。）について、当該退職手当の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒解雇処分を受けるべき行為をしたと認めたとき。
- 2 前項第3号に該当するときにおける同項の規定による返還の請求は、当該退職の日から5年以内に限り、行うことができる。
 - 3 理事長は、第1項の規定による返還を行おうとするときは、当該返還の請求を受けるべき者の意見を聴取するものとする。
 - 4 前項に規定する意見の聴取に関する通知その他の必要な手続等については、理事長が別に定める。
 - 5 理事長は、第1項の規定による退職手当の額の全部又は一部の返還の請求を行うときは、その理由を付記した書面により、その旨を当該返還の請求を受けるべき者に通知する。

(遺族に対する退職手当の返還請求)

第22条 理事長は、死亡による退職をした者の遺族（退職をした者（死亡による退職の場合には、その遺族）が当該退職に係る退職手当の額の支払を受ける前に死亡したことにより当該退職手当の額の支払を受ける権利を承継した者を含む。以下この項において同じ。）に対し当該退職手当の額が支払われた後において、前条第1項第3号に該当するときは、当該遺族に対し、当該退職の日から1年以内に限り、第18条第1項に規定する理事長が別に定める事情のほか、当該遺族の生計の状況を勘案して、当該退職手当の額の全部又は一部の返還を命ずる処分を行うことがある。

- 2 前条第3項から第5項までの規定は、前項の規定による返還の請求について準用する。

(退職手当受給者の相続人に対する退職手当相当額の返還請求)

第23条 理事長は、退職をした者（死亡による退職の場合には、その遺族）に対し当該退職に係る退職手当の額が支払われた後において、当該退職手当の額の支払を受けた者（以下この条において「退職手当の受給者」という。）が当該退職の日から6月以内に第21条第1項又は前条第1項の規定による返還の請求を受けることなく死亡した場合（次項から第5項までに規定する場合を除く。）において、当該退職手当の受給者の相続人（包括受遺者を含む。以下この条において同じ。）に対し、当該退職の日から6月以内に、当該退職をした者が当該退職手当の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒解雇処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足る相当な理由がある旨の通知をしたときは、当該通知が当該相続人に到着した日から6月以内に限り、当該相続人に対し、当該退職をした者が当該退職手当の額の算定の基礎となる

職員としての引き続いた在職期間中に懲戒解雇処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該退職手当の額の全部又は一部に相当する額の返還の請求を行うことがある。

- 2 理事長は、退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に第21条第3項又は前条第2項において準用する第21条第3項の規定による意見の聴取を行う旨の通知を受けた場合において、第21条第1項又は前条第1項の規定による返還の請求を受けることなく死亡したとき（次項から第5項までに規定する場合を除く。）は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る退職手当の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒解雇処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該退職手当の額の全部又は一部に相当する額の返還の請求を行うことがある。
- 3 理事長は、退職手当の受給者（遺族を除く。以下この項から第5項までにおいて同じ。）が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合（第19条第1項第1号に該当する場合を含む。次項において同じ。）において、当該刑事事件につき判決が確定することなく、かつ、第21条第1項の規定による返還の請求を受けることなく死亡したときは、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る退職手当の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒解雇処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該退職手当の額の全部又は一部に相当する額の返還の請求を行うことがある。
- 4 理事長は、退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられた後において第21条第1項の規定による返還の請求を受けることなく死亡したときは、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたことを理由として、当該退職手当の額の全部又は一部に相当する額の返還の請求を行うことがある。
- 5 理事長は、退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に当該退職に係る退職手当の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し再雇用職員に対する懲戒解雇処分を受けた場合において、第21条第1項の規定による返還の請求を受けることなく死亡したときは、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該行為に関し再雇用職員に対する懲戒解雇処分を受けたことを理由として、当該退職手当の額の全部又は一部に相当する額の返還の請求を行うことがある。
- 6 前各項の規定による返還の請求を行う金額は、第18条第1項に規定する理事長が別に定める事情のほか、当該退職手当の受給者の相続財産の額、当該退職手当の受給者の相続人の生計の状況その他の理事長が別に定める事情を勘案して、定めるものとする。この場合において、当該相続人が2人以上あるときは、各相続人に対し返還の請求を行う金額の合計額は、当該退職手当の額を超えてはならない。
- 7 第21条第3項から同条第5項までの規定は、第1項から第5項までの規定による返還の請求について準用する。

（退職手当審査委員会の設置等）

- 第24条 第20条第1項第3号若しくは同条第2項の規定による退職手当の額の全部又は一部を支給しないこととする処分、第21条第1項若しくは第22条第1項の規定による退職手当の額の全部又は一部の返還の請求、前条第1項から第5項までの規定による退職手当の額の全部又は一部に相当する額の返還の請求（以下「退職手当の支給制限の処分等」という。）に関して公正を期するため、機構に退職手当審査委員会を設置する。
- 2 理事長は、退職手当の支給制限の処分等を行おうとするときは、あらかじめ退職手当審査委員会に諮問するものとする。
 - 3 退職手当審査委員会は、第20条第2項の規定による退職手当の額の全部又は一部を支給しないこととする処分を受けるべき者、第22条第1項の規定による退職手当の額の全部又は一部の返還の請求を受けるべき者、前条第1項から第5項までの規定による退職手当の額の全部又は一

部に相当する額の返還の請求を受けるべき者から申立てがあった場合には、当該申立てをした者に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。

（職員が退職した後に引き続き職員となった場合等における退職手当の不支給）

第25条 職員が退職した場合（懲戒解雇処分を受けて退職をした場合を除く。）において、その者が退職の日の翌日に再び職員となったときは、退職手当は、支給しない。

2 職員が第16条第1項の規定に該当する退職をし、かつ、引き続いて国家公務員等となった場合又は同条第3項の規定に該当する職員が退職し、かつ、引き続いて国家公務員等となった場合においては、退職手当は、支給しない。

3 職員が第17条第1項の規定に該当する退職をし、かつ、引き続いて他の独立行政法人等の役員となった場合又は同条第2項の規定に該当する職員が退職し、かつ、引き続いて他の独立行政法人等の役員となった場合においては、退職手当は、支給しない。

（その他の事項）

第26条 この規程に定めるもののほか、職員が退職した場合の退職手当の支給等に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

（施行期日等）

1 この規程は、平成18年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

2 施行日の前日以前の退職による退職手当の支給については、国家公務員退職手当法の一部を改正する法律（平成17年法律第115号。以下「法律第115号」という。）による改正前の国家公務員退職手当法（以下「改正前の国家公務員退職手当法」という。）に定めるところによる。

（長期勤続者等の退職手当の基本額に係る特例）

3 当分の間、35年以下の期間勤続して退職した者の退職手当の基本額は、第5条から第9条までの規定により計算した額にそれぞれ100分の83.7を乗じて得た額とする。この場合において、第14条中「前条」とあるのは、「前条並びに附則第3項」とする。

4 当分の間、36年以上42年以下の期間勤続して退職した者で、第5条第1項の規定に該当する退職をしたものの退職手当の基本額は、同項又は第8条の規定により計算した額に前項に定める割合を乗じて得た額とする。

5 当分の間、35年を超える期間勤続して退職した者で、第7条の規定に該当する退職をしたものの退職手当の基本額は、その者の勤続期間を35年として附則第3項の規定の例により計算して得られる額とする。

6 当分の間、42年を超える期間勤続して退職した者で、第5条第1項の規定に該当する退職をしたものの退職手当の基本額は、同項の規定にかかわらず、その者が第7条の規定に該当する退職をしたものとし、かつ、その者の勤続期間を35年として附則第3項の規定の例により計算して得られる額とする。

（俸給月額に関する経過措置）

7 退職した者の基礎在職期間中に、俸給月額の減額改定（理事長が別に定めるものを除く。）によりその者の俸給月額が減額されたことがある場合において、その者の減額後の俸給月額が減額前の俸給月額に達しない場合にその差額に相当する額を支給することとする職員給与規程の規定の適用を受けたことがあるときは、この規程の規定による俸給月額には、当該差額に相当する額

を含まないものとする。ただし、第14条に規定する基本給月額に含まれる俸給の月額については、この限りでない。

（勤続期間に関する経過措置）

- 8 独立行政法人に係る改革を推進するための農林水産省関係法律の整備に関する法律（平成18年法律第26号。以下「農林水産省関係法律整備法」という。）附則第2条第2項の規定により職員となった者の退職に際し、退職手当を支給しようとするときは、施行日前のその者の国家公務員退職手当法第2条第1項に規定する者（同条第2項の規定により当該者とみなされる者を含む。）としての引き続いた在職期間は、職員としての在職期間とみなす。
- 9 施行日の前日において施行日前の研究機構等（農林水産省関係法律整備法附則第4条第3項に規定する施行日前の研究機構等をいう。）に使用される者として在職する者が、同法附則第2条の規定により引き続いて施行日後の研究機構等（同法附則第3条に規定する施行日後の研究機構等をいう。以下同じ。）に使用される者となり、引き続き国家公務員（国家公務員退職手当法第2条第1項に規定する者に限る。）又は施行日後の研究機構等に使用される者として在職した後引き続いて職員となった場合（前項に掲げる者を除く。）におけるその者のこの規程に基づいて支給する退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の当該国家公務員又は施行日後の研究機構等に使用される者としての在職期間は、職員としての引き続いた在職期間とみなす。ただし、その者が、国、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人、独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成26年法律第66号）による改正前の独立行政法人通則法第2条第2項に規定する特定独立行政法人若しくは郵政民営化法（平成17年法律第97号）第166条第1項の規定による解散前の日本郵政公社又は施行日後の研究機構等を退職したことにより退職手当（これに相当する給付を含む。）の支給を受けているときは、この限りでない。

（施行日前の在職期間を有する者に対する退職手当の支給額に関する経過措置）

- 10 附則第8項又は前項の規定の適用を受ける職員（これに準ずる者として理事長が別に定める者を含む。以下「附則第8項等適用職員」という。）が退職した場合において、その者が施行日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び同日における俸給月額を基礎として、改正前の国家公務員退職手当法第3条から第6条まで及び附則第21項から第23項まで、法律第115号附則第9条の規定による改正前の国家公務員等退職手当法の一部を改正する法律（昭和48年法律第30号附則第5項から第7項まで並びに法律第115号附則第10条の規定による改正前の国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律（平成15年法律第62号）附則第4項の規定に定めるところにより計算した額（当該勤続期間が43年又は44年の者であつて、傷病若しくは死亡によらずにその者の都合により又は通勤による傷病以外の業務上によらない傷病により退職したものにあっては、その者が改正前の国家公務員退職手当法第5条の規定に該当する退職をしたものとみなし、かつ、その者の当該勤続期間を35年として改正前の国家公務員退職手当法附則第21項の規定の例により計算して得られる額）にそれぞれ100分の83.7（当該勤続期間が20年以上の者（42年以下の者で傷病又は死亡によらずその者の都合により退職したものと及び37年以上42年以下の者で通勤による傷病以外の業務上によらない傷病により退職したものを除く。）にあっては、104分の83.7）を乗じて得た額が、第4条から第14条まで、附則第3項から第6項まで及び第12項から第14項までの規定により計算した退職手当の額よりも多いときは、これらの規定にかかわらず、その多い額をもってその者に支給すべきこの規程の規定による退職手当の額とする。

11 削除

（俸給月額が減額されたことがある者の退職手当の基本額の特例に関する経過措置）

- 12 基礎在職期間の初日が施行日前である者に対する第8条の規定の適用については、同条第1

項中「基礎在職期間」とあるのは「基礎在職期間（平成１８年４月１日以後の期間に限る。）」とする。

- １３ 職員が退職した場合において、その者の基礎在職期間のうち施行日以後の期間に、職員以外の者としての在職期間が含まれるものに対する第８条の規定の適用については、その者が、当該職員以外の者として受けた俸給月額、同条第１項に規定する俸給月額には該当しないものとみなす。

（退職手当の調整額に関する経過措置）

- １４ 第１３条の規定により退職手当の調整額を計算する場合において、基礎在職期間の初日が平成８年４月１日前である者に対する同条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第１項	その者の基礎在職期間（	平成８年４月１日以後のその者の基礎在職期間（
第２項	基礎在職期間	平成８年４月１日以後の基礎在職期間

（失業者の退職手当に関する経過措置）

- １５ 附則第８項等適用職員のうち、施行日から雇用保険法（昭和４９年法律第１１６号）による失業給付の受給資格を取得するまでの間に退職したものであって、かつ、法律第１１５号による改正後の国家公務員退職手当法がなお適用されているものとしたならば同法第１０条の規定による退職手当の支給を受けることができるものに対しては、同条の規定の例による退職手当を支給する。

（その他の経過措置）

- １６ 附則第３項から前項までに定めるもののほか、退職手当に係る経過措置に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則 [平成１８年９月２９日１８森林総研第７７５号]

この規程は、平成１８年１０月１日から施行する。

附 則 [平成１９年４月２日１８森林総研第１５７９号]

この規程は、平成１９年４月１日から施行する。

附 則 [平成１９年９月２８日１９森林総研第８３４号]

この規程は、平成１９年１０月１日から施行する。

附 則 [平成２０年４月１日２０森林総研第２号]

（施行期日）

- １ この規程は、平成２０年４月１日（以下「施行日」という。）から施行する。

（旧独立行政法人緑資源機構の職員にかかる勤続期間に関する経過措置）

- ２ 施行日の前日において独立行政法人緑資源機構（以下「旧緑資源機構」という。）の職員であった者（常時勤務に服することを要しない者を除く。）のうち、施行日において引き続き職員となった者の退職に際し、退職手当を支給しようとするときは、施行日前のその者の旧緑資源機構

職員退職手当規程に規定する引き続いた在職期間は、職員としての在職期間とみなす。

(国家公務員として在職した後引き続いて職員となった者にかかる勤続期間に関する経過措置)

- 3 施行日前において旧緑資源機構の職員であった者のうち、旧緑資源機構の要請に応じ、引き続いて国家公務員となるため退職をし、かつ、引き続き国家公務員として在職した後引き続いて職員となった者の在職期間の計算については、先の旧緑資源機構の職員としての在職期間の始期から後の職員としての在職期間の終期までの期間は、職員としての引き続いた在職期間とみなす。

(施行日前の在職期間を有する者にかかる退職手当の支給額に関する経過措置)

- 4 前2項の規定の適用を受ける職員が退職した場合において、その者が施行日の前日に現に旧緑資源機構を退職したものとして、旧緑資源機構職員退職手当規程の規定により計算した退職手当の額に100分の83.7を乗じて得た額(以下「旧退職手当の額」という。)が、この規程による改正後の職員退職手当支給規程の規定により計算した退職手当の額よりも多いときは、旧退職手当の額をもってその者に支給すべきこの規程の規定による退職手当の額とする。

(その他)

- 5 第2項から前項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則 [平成20年9月30日20森林総研第796号]

この規程は、平成20年10月1日から施行する。

附 則 [平成21年7月1日21森林総研第492号]

(施行期日)

- 1 この規程は、平成21年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程による改正後の職員退職手当支給規程の規定は、この規程の施行日以後の退職に係る退職手当について適用し、同日前の退職に係る退職手当については、なお従前の例による。

附 則 [平成25年1月31日24森林総研第1216号]

(施行期日)

- 1 この規程は、平成25年2月1日から施行する。ただし、この規程による改正後の職員退職手当支給規程(以下「改正後の職員退職手当支給規程」という。)第17条の2の規定は平成25年8月1日から、同規程第5条から第7条まで、第9条、第12条及び第13条並びにこの規程附則第4項の規定は平成26年1月1日から施行する。

(退職手当に関する経過措置)

- 2 改正後の職員退職手当支給規程附則第3項(改正後の職員退職手当支給規程附則第5項及び第6項においてその例による場合を含む。)及び第4項の規定の適用については、改正後の職員退職手当支給規程附則第3項中「100分の87」とあるのは、平成25年2月1日から同年9月30日までの間においては「100分の98」と、同年10月1日から平成26年6月30日までの間においては「100分の92」とする。
- 3 改正後の職員退職手当支給規程附則第10項の規定の適用については、同項中「100分の87」とあるのは、平成25年2月1日から同年9月30日までの間においては「100分の98」と、同年10月1日から平成26年6月30日までの間においては「100分の92」と、「104分の87」とあるのは、平成25年2月1日から同年9月30日までの間においては「104分の98」と、同年10月1日から平成26年6月30日までの間においては「104分の

９２」とする。

４ この規程の施行の際現に職員として在職していた者がこの規程による改正前の職員退職手当支給規程第６条第１項に規定する２５年未満の期間勤続し、その者の事情によらないで引き続いて勤続することを困難とする理由により退職した者で理事長が別に定めるものに該当する場合（その者が改正後の職員退職手当支給規程第７条第１項第３号に掲げる者に該当する場合を除き、その者の勤続期間が１１年未満である場合に限る。）には、改正後の職員退職手当支給規程第６条第１項に規定する１１年以上２５年未満の期間勤続した者であって、同項第２号に掲げるものとみなして、同項の規定を適用する。

５ この規程による改正後の独立行政法人森林総合研究所職員退職手当支給規程の一部を改正する規程（２０森林総研第２号）附則第４項の規定の適用については、同項中「１００分の８７」とあるのは、平成２５年２月１日から同年９月３０日までの間においては「１００分の９８」と、同年１０月１日から平成２６年６月３０日までの間においては「１００分の９２」とする。

（その他）

６ 前４項に定めるもののほか、退職手当に係る経過措置に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則 [平成２５年７月３１日２５森林総研第５３７号]

この規程は、平成２５年８月１日から施行する。

附 則 [平成２６年７月２日２６森林総研第４２４号]

この規程は、平成２６年８月１日から施行する。

附 則 [平成２７年３月３１日２６森林総研第１６３１号]

（施行期日）

１ この規程は、平成２７年４月１日（以下「施行日」という。）から施行する。

（森林保険センターの職員にかかる勤続期間に関する経過措置）

２ 森林国営保険法等の一部を改正する法律（平成２６年法律第２１号）附則第３条の規定により職員となった者の退職に際し、退職手当を支給しようとするときは、施行日前のその者の国家公務員退職手当法第２条第１項に規定する者（同条第２項の規定により当該者とみなされる者を含む。）としての引き続いた在職期間は、職員としての在職期間とみなす。

（失業者の退職手当に関する経過措置）

３ 前項の規定の適用を受ける職員のうち、施行日から雇用保険法（昭和４９年法律第１１６号）による失業等給付の受給資格を取得するまでの間に退職したものであって、かつ、国家公務員退職手当法がなお適用されているものとしたならば同法第１０条の規定による退職手当の支給を受けることができるものに対しては、同条の規定の例による退職手当を支給する。

附 則 [平成２７年１２月２１日２７森林総研第１２４４号]

この規程は、平成２８年１月１日から施行する。

附 則 [平成２９年３月３１日２８森林総研第１６０８号]

この規程は、平成２９年４月１日から施行する。

附 則 [平成３０年２月２２日２９森林機構第１１１３０５号]

この規程は、平成３０年３月１日から施行する。

附 則 [令和 5 年 3 月 2 7 日 4 森林機構第 1 0 7 6 号]

(施行期日)

- 1 この規程は、令和 5 年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 当分の間、第 6 条第 1 項の規定は、1 1 年以上 2 5 年未満の期間勤続した者であつて、6 0 歳に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（定年の定めのない職を退職した者及び同項又は同条第 2 項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第 5 条の規定の適用については、同条第 1 項中「又は第 7 条」とあるのは、「、第 7 条又は附則第 2 項」とする。
- 3 当分の間、第 7 条第 1 項の規定は、2 5 年以上の期間勤続した者であつて、6 0 歳に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（定年の定めのない職を退職した者及び同条第 1 項又は第 2 項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第 5 条の規定の適用については、同条第 1 項中「又は第 7 条」とあるのは、「、第 7 条又は附則第 3 項」とする。
- 4 職員給与規程令和 5 年附則第 2 項の規定、職員就業規則等の改正による定年の引上げに伴う給与に関する特例措置又はこれらに準ずる給与の支給の基準による職員の俸給月額の設定は、俸給月額の減額改定に該当しないものとする。
- 5 当分の間、第 6 条第 1 項第三号並びに第 7 条第 1 項第三号、第五号及び第六号に掲げる者に対する第 9 条及び第 1 2 条の規定の適用については、第 9 条並びに第 1 2 条の表第 1 0 条の項、第 1 1 条第 1 号の項及び第 1 1 条第 2 号の項中「定年」とあるのは、「6 0 年」とする。